

お客さまへ

株式会社 栃木銀行

**「未利用口座管理手数料・解約の定め」の既存口座適用に伴う預金規定の改定  
および預金口座解約手続きの簡素化**

当行は、長期間ご利用がない普通預金口座(以下、「未利用口座」)を対象とする「未利用口座管理手数料・解約の定め」を、2020年4月1日以降に開設した普通預金を対象に導入しておりますが、2021年7月1日(木)から、2020年3月31日以前に開設された口座にも本取扱いの適用を開始させていただきます。また、「預金口座の解約手続きの簡素化」もあわせて実施いたします。

この度の取扱いは、**犯罪につながる可能性が高い未利用口座の不正利用被害を防止する観点から導入するものです**。対象となったお客さまにおかれましては、口座管理にかかるコストの一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本取扱いは、2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象とするものであり、**日頃より入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客さまの口座が対象になることはございません**。

## 記

## 1. 未利用口座管理手数料および解約の定め

## (1) 対象口座

〈現在〉2020年4月1日以降に開設された普通預金口座

〈変更後〉2020年3月31日以前に開設された口座を含む、すべての普通預金口座

## (2) 変更日(適用開始日)

2021年7月1日(木)

## (3) 概要

「未利用口座」の対象となる口座	<p>最後のお預け入れまたは払戻し(利息決算での元加利息および未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合口座、とちぎんWEB口座(通帳レス口座)を含みます。</li> <li>・ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。</li> </ul> <p>〈未利用期間開始〉の基準となる日 ※未利用期間の起算日</p> <p>①2020年3月31日までに開設された口座 …「2021年7月1日」または「最終異動日の翌日」のいずれか遅い方</p> <p>②2020年4月1日以降に開設された口座 …最終異動日の翌日</p> <p>〈本手数料の対象外となる場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無利息型普通預金(決済性預金)</li> <li>・ 当該口座の残高が1万円以上である場合</li> <li>・ お借入がある場合</li> <li>・ 同一支店(同一顧客番号)で他に普通預金を除く金融資産(定期預金、積立式定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等)が1円以上ある場合</li> </ul>
手数料金額	年間1,320円(税込)
未利用口座に対する取扱い	<p>①本手数料の対象口座となったお客さまへ、事前通知を郵送します。 (延着または返戻時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします)</p> <p>②通知発送後、一定期間(約3ヶ月)経過後も取引がない場合、本手数料を引落しさせ</p>

	<p>ていただきます。</p> <p><b>※通知後、一定期間(約3か月)内にご利用または解約いただいた場合、本手数料はかかりません。</b></p> <p>※口座残高が本手数料に満たない場合は、口座残高を本手数料の一部として充当させていただきます、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p> <p>※口座残高以上のご負担や自動解約後のお手続きはございません。</p>
--	--

※本手数料のご返金および解約口座の再利用はできません。

※本制度開始日前は未利用期間に含めません。なお、2020年3月31日までに開設された口座の本手数料引き落としは「2023年8月以降」を予定しております。

## 2. 預金口座解約手続きの簡素化について

銀行手続きの簡素化を図るため、2021年5月17日(月)より、個人のお客さまに限り、顔写真付きの本人確認書類をご提出いただくことで、残高3万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金口座の解約手続きの際の届印の押印を不要とさせていただきます。

## 3. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の既存口座への適用に伴い、普通預金規定および総合口座取引規定の附則「未利用口座管理手数料のご説明」を改定いたします。

普通預金規定・総合口座取引規定 附則 改定内容 (下線部分が変更箇所)

改正後	改正前
<p>附則 未利用口座管理手数料のご説明</p> <p><b>1. (未利用口座となる口座)</b></p> <p>(1) 最後のお預け入れまたは払戻し(当該普通預金お利息への元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金(決済性預金)を除きます。)を未利用口座としてお取扱いたします。</p> <p>(2) 前項の未利用期間の起算日は次のとおりとします。</p> <p>① <u>令和2年3月31日までに開設された口座</u> …<u>令和3年7月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方</u></p> <p>② <u>令和2年4月1日以降に開設された口座</u> …<u>最終異動日の翌日</u></p>	<p>附則1. <del>前記20の規定については令和2年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日にかかわらず、すべての口座に適用されるものとします。</del></p> <p>附則2. 未利用口座管理手数料のご説明</p> <p><b>1. (未利用口座となる口座)</b></p> <p>最後のお預け入れまたは払戻し(当該普通預金お利息への元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金(決済性預金)を除きます。)を未利用口座としてお取扱いたします。</p>

以上